

県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)

兵庫県では、生活者の視点に立った政策づくりの手段の一つとして『県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)』を平成14年4月10日から実施しています。

県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)とは...

下記の主な手続の流れを参照してください。

県は計画や条例などの基本的な政策等の案を作成します。
県は計画等の案の内容を事前に公表し、広く県民の皆さんからご意見、情報を募集します。
県民の皆さんがご意見等を提出します。
県は提出いただいたご意見等を整理し、対応を検討します。
県はご意見等を考慮して計画等を決定し、計画等と併せて、ご意見等の概要とこれに対する県の考え方を公表します。

Q1 どんなことについて意見を募集するの？

A1 県の基本的な政策を定める計画や県民生活に大きな影響を及ぼす条例などの策定または改定を対象としています。
詳しくは、裏面をご覧ください。

Q2 公表資料はどこで見れるの？

A2 計画等の案の公表資料は、兵庫県ホームページや意見を募集している担当課の窓口、各県民情報センターなどでご覧いただけます。
また、ホームページや各県民情報センターにおいて、実施3ヶ月前から予定案件を公表(事前予告)しています。

Q3 意見の提出方法は？

A3 ご意見等は、募集期間、提出先などをご確認の上、直接持参いただくか、郵送、ファクシミリ、電子メールでお寄せください。

Q4 提出した意見はどうなるの？

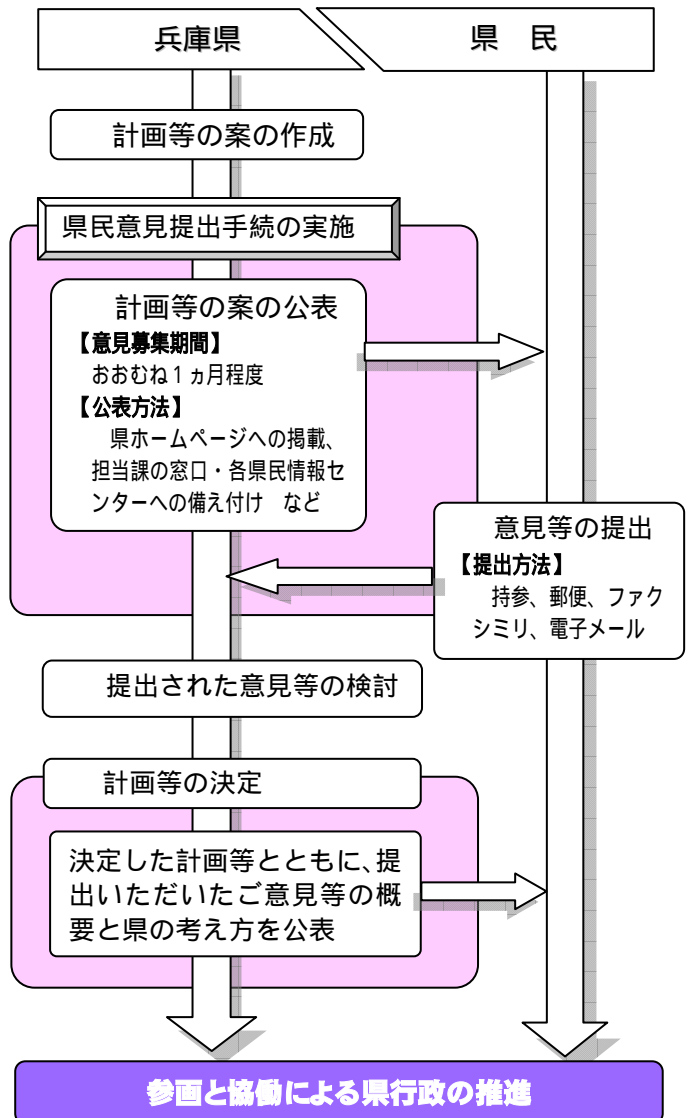
A4 提出いただいたご意見等については、県が最終的に計画等を定める際に十分考慮いたします。
また、計画等を定めたときは、計画等と併せて、提出いただいたご意見等の概要とこれに対する県の考え方を公表いたします。

Q5 誰でも意見は提出できるの？

A5 県内に居住(所在)または勤務する個人の方または団体を対象としています。
なお、広く意見等を求める観点から、県外の方や団体からのご意見等も受け付けています。



県民意見提出手続の主な流れ



県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)の概要

Merit 制度の効果

1 県政運営における公正の確保と透明性の向上

政策形成段階から県民の皆さんに対して積極的に情報提供を行い、その内容及び過程を明らかにします。

2 県民に対する説明責任の向上

県民の皆さんが必要とする時に必要な情報が得られるよう、わかりやすい情報の提供に努め、県政情報へのアクセスの充実を図ります。

3 “県民とともに歩む県政”の推進

政策形成段階から広く県民各層の主体的な参画を求め、県民の皆さんの意見やニーズを県政に適切に反映することにより、生活者の視点に立った県民とともに歩む県政を推進します。

手続の対象事項

次の から に掲げる計画等の策定または改定に関する案のうち、県民の皆さんの生活に関わるものであって、事前にご意見等を求める必要性の高いものについて実施します。

県行政の基本的事項を定める計画、方針等
県行政の基本的事項を定める条例、または県民生活に大きな影響を及ぼすこととなる義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例及び規則
公用施設(総合庁舎等)または公共用施設(会館、ホール、公園等)の整備に当たって、その理念や機能等を定める基本構想等
附属機関等の審議によりとりまとめる答申、報告等(その附属機関等が意見提出手続を行うべきものと認めたものに限ります。)
その他制度の趣旨に照らし、実施機関(担当課)が必要と認めるもの

案の公表方法

県のホームページへの掲載
意見を募集している担当課の窓口への備え付け
県民情報センター(兵庫県民会館:神戸市中央区下山手通4-16-3)及び各地域県民情報センター(神戸を除く各県民局内)への備え付け
その他、印刷物の配付など
県のホームページや各県民情報センターにおいて、実施3ヶ月前と1ヶ月前に予定案件を公表(事前予告)しています。

意見等の募集

◇ 意見等の募集期間

概ね1か月程度の期間を設けて、県民等の皆さんから意見を募集します。

◇ 意見等の提出方法

直接持参いただくか、郵便、ファクシミリ、電子メールにより、ご意見等をお寄せください。

結果の公表

提出いただいたご意見等を考慮し、計画等を定め、ご意見等の概要とこれに対する県の考え方を公表します。



地域の実情に応じた手続の実施

一地域に影響が限定されるような特定の地域を対象とする案件については、地域の実情に応じた柔軟かつ効果的な方法で手続を実施します。

◇ 対象

県全域を対象としないもの
(例) 河川整備基本方針
庁舎等の整備計画

◇ 公表方法

担当課の窓口及び当該地域の県民情報センターへの備え付け並びにホームページへの掲載

◇ 意見等の募集期間

少なくとも2週間以上の期間を設けます。

◇ 意見を提出できる方

原則として、案件の影響の及ぶ区域内に居住(所在)または勤務する個人の方または団体など
上記以外の方からのご意見等も受け付けています。

お問い合わせ先

兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課

電話: 078-362-4015 (ダイヤル)

FAX: 078-362-3908 e-mail: kenminseikatsu@pref.hyogo.lg.jp